

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は土木作業員として勤務していたが、昼食を済ませ午後からの作業を始めようとスコップを握ったところでフラットきてその場に横たわった。一旦事務所に戻り、A病院を受診し「脳出血（右前頭葉皮質下）」（以下「本件疾病」という。）と診断を受け、即日入院となり、その後、B病院及びC病院に転院している。

請求人は本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

脳出血発症前10日間、ユンボの近くで作業をしており、排気ガスを多量に吸い込んだのが脳出血の発症原因であったと思う。監督署での聴き取りで、会社における長時間労働が脳出血の発症原因であるとの申立てをしたが、事実はユンボの排気ガスが原因であり、「業務による明らかな過重負荷があったとは認められないため」として行った監督署長の不支給処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人が罹患した疾病は、「脳内出血（右前頭葉皮質下出血）」であり、認定基準の対象疾病に該当する。
- (2) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (3) 発症前おおむね1週間の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない。また、過度の長時間労働、継続した長時間労働は認められず、さらに、被災者の就労実態等を考察すると労働時間以外の負荷要因も認められない。
- (4) 発症前おおむね6か月の業務の過重性について、その時間外労働時間数は、発症前1か月の時間外労働時間数は59時間45分、発症前2か月間ないし6か月間にわたって、最も多い平均時間外労働時間数は4か月平均の70時間00分であり、業務と発症との関連性が強いと評価できる時間外労働は認められない。さらに、被災者の就労実態等を考察すると労働時間以外の負荷要因も認められない。

以上のことから、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務による疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 認定基準に基づいた評価

ア 被災者が罹患した疾病は、「脳出血」であり、認定基準の対象疾病に該当する。

イ 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ウ 発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6か月間の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない。

エ ユンボの排気ガスについて、請求人がユンボの近くで作業したとする3日間及び発症日の気象データ、また、事業主の聴取内容から、排気ガスが滞留したり停滞する恐れはないと考えられる。さらに同僚は、「請求人よりもユンボの排気口の近くで作業していた労働者が、これまでに気分が悪くなったり倒れたりしたことはない。」と申し立てており、請求人だけが発症前10日間にユンボの排気ガスを多量に吸入したとは認めがたい。

オ 請求人の発症前に実施された健康診断の結果をみると、脳血管疾患のリスクファクターである高血圧、糖尿病が指摘されており、国民健康保険の病歴調査では高脂血症が認められる。ところが、高血圧や糖尿病の治療状況は認められず、また請求人は脳出血の発症まで薬は何も服用していなかったことを申し立てている。

(2) 結論

以上から、請求人の従事した業務に明らかな過重負荷は認められず、請求人に内在していた基礎疾患が自然経過のなかで増悪進行し、遂には本件疾病を発症したものとみるが相当である。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。